

少年労働の問題が主として製造業の行はるゝ地方に於て初めて現はれたることは素より當然のことである。英國に於ける急激なる産業革命は夙に十八世紀の後年に於て少年労働に興味を向けしめた。當時少年労働者の弊害が極めて猛烈にして、幾千となき児童は全國に散在せる児童買入人の手に買ひ集められ、工場の奴隸として賣却せられ、而して彼等幼少者の生命は此處に無残に奪ひ取られ、機械は晝夜を分たず運轉し、一群の幼少者は晝間に、他の一群の児童は夜間に労働し、而も多忙の時は残忍極まれる工長の爲めに、晝夜兼行使役せしめられ、十九世紀の初めには、五歳の児童及び三歳の幼者さへ工場及び煉瓦製作所に働き、又は驟と共に車を曳き重荷を運びて鑛山坑内にも働いた。彼は晝夜をも分たず一日十二三時間、乃至十五六時間も労働したといふ。而して機械に對して身體生命を保護すべき設備は一としてあるなく、工場内の空氣の不潔なるは言語に絶し、其の物語は人の聞くさへ堪へ難きものがあつた。且つ多くは木綿工場に使役せられ、ブラック式の家屋に收容され、榮養不良、粗衣、不衛生等到底名状すべからざる慘況であつたことは、女流詩人ブラウニングの詠せる『子供等の泣き

叫び』の一篇やトマス・フッドの『襯衣の歌』等に遺憾なく表白されて居る。嘗に身體上有害なりしのみならず、道徳上の頹廢も甚だしく、其の他不慮の過失等より續々死亡者を出し、疾病に罹りて死する少年労働者は十人に一人づゝの割合であつた。

斯かる悲惨を極むる少年労働状態は、獨り人道家のみならず、一般の注意を惹くに至り、既に千七百九十六年に於てマンチェスターの保健局は健康を不良ならしむる如き労働状態や、夜業や、長時間の労働等が兒童に如何なる影響を及ぼすか、それから斯く兒童期よりの酷使が打ち續けば、後年彼等の一生の上に、又一般産業界に對して如何なる影響を與ふるものなるといふ點に關して調査研究し、種々議論の上にて少年労働者保護に關する法令が初めて發せらるゝに至つた。

斯くて十九世紀に入り、サー・ロバート・ピール(一七八八年—一八五〇年)に依つて徒弟の保健及び道徳法令が通過したが、これ即ち最初の工場法である。此の徒弟は言ふまでもなく木綿工場や羊毛工場に酷使せらるゝ少年労働者で、多くは七歳乃至十二歳のものであるが、彼等の一日労働時間を十二時間に制限し、夜業を徐々に禁じ、千八

百〇四年六月以後は全然禁止することに規定したのは、實に此の工場法であつた。尙ほ又此の工場法は、徒弟に読み、書き、算術を教へ、毎年一着の衣服を給すること、工場は一年二回大掃除を施行し、始終換氣法を実施すること、男女兒童に依つて各別別の寢室を設け、一個の寢床には二人以上共寝すべからざること、徒弟は少くとも一ヶ月に一度教會に行くべきこと、又工場監督二人を設け、其の中の一人は僧侶たるを要し、處々の工場を視察せしむべきこと、諸工場は年々登録さるべく、若し規定に反する時には二磅乃至五磅の罰金に處せらるゝこと等を規定した。此の工場法は羊毛及び木綿の工場に適用され、且つ管に其處の工場に於ける徒弟にのみ適用されたのみではなく、二十人以上の労働者を使用する工場には總て適用せられ、唯だ時間短縮と教育の便宜を與へることとは、徒弟にのみ限られたことである。

千八百十六年、一醫師は少年労働者の使用問題調査委員會に臨んで、自己の診断せる約二萬三千の工場労働者中、一萬四千は十八歳以下の労働者なることを報告した。當時未だ總ての工場にては六歳の幼者を見るは稀れでなく、それ以下の年齢の者も使役さ

れて居つた。彼等少年の労働時間は最初の工場法規の如く、普通十二時間ではあつたが、而も十五時間の者も珍らしからず、時には十六時間の労働を強ひられた者もあつた。斯くて、此の委員會の調査が發表せらるゝや、千八百十九年、千八百二十五年、千八百三十一年の法律を通過せしむる動機となつたが、前二者は遂に勸行法の不備の爲めに實施を見ずして止み、後者は唯だ二三の部分のみ實施せられた。千八百十九年の法律は九歳以下の幼者の使用を禁じ、九歳以上十六歳までの者の労働時間は、一日十二時間に制限し、千八百二十五年の法律は是非とも土曜日に於て一部休暇を幼年労働者に與ふべきことを定め、千八百三十一年の法律に於ては、二十一歳以下の労働者の夜業を禁じ、時間の制限を適用する範圍を十六歳より十八歳に繰り上げ、同時に一日の労働時間を十二時間より十一時間に減じたのである。就中千八百十九年の法律は當時一工場の持主で少年労働者を使用し居りし有名なるロバート・オーエン（一七七一年—一八五八年）が數年間卒先して運動したる結果、制定を見たのであるが、遂に實施されなかつた。次に千八百三十三年に於てシャップペリ卿（一八〇一年—一八八五年）の盡力によつ

て調査したるに、紡績工場に於ける状態は稍々改善されたが、尙ほ少年に一日十五時間の労働を課することが發見せられ、極端なる残酷と苦役の事實が諸種の工場に現はれたのである。而して遂に法律の發布を見るに至り、それに據れば、九歳より十三歳までの少年の労働時間は一日九時間に制限せられ、又十三歳より十八歳の少年のそれは一日十二時間と規定し、此の法律の特點は工場監督と學校教育との二件であつた。尙ほ翌年の法律とを併せて仔細に見れば、第一に夜業を廢止すること、第二に十三歳以下の兒童には少くとも一日二時間の學校教育を授くること、第三に彼等の労働時間は前述の如く一日九時間とすること、第四に一週間の労働時間の規定に關する諸多の改良策を講ずること等であつた。而して、其の學校とは普通工場にて建てたる學校であるので、殆ど兒童の教育といふ上からは價值がなかつた。千八百四十二年に鑛山に於ける少年労働者の使役状態を調査せる結果、五歳の幼兒にして尙ほ鑛山に使役せられることの珍らしからざりしことが曝露せられ、又、英國炭坑に雇はれたる全數の三分の一が十八歳以下の労働者にして、其の半數が十三歳以下の者なることが報告せら

れた。尙ほ千八百四十一年の國勢調査に據れば、大英國の鑛山のみには雇はるゝ女子の數は約六千人にして、二十歳以下の者、其の半數を占めて居つた。此等の報告の結果に依つて、千八百四十二年の鑛山法案の通過を見るに至り、それに依つて、女子及び十歳以下の兒童を坑内にて使役することが禁ぜられた。當時シャフツベリ卿の盡力は頗る目ざましかつたことを特に記せねばならぬ。卿は労働者の友と稱せられたのである。

然るに女子及び少年の労働時間を十時間に制限せんとする激烈なる運動が起り、其の結果、千八百四十四年に至り妥協的法律が成立した。一日の労働時間を十一時間に制限し、而して初めて十八歳以上の女子を此の制限せる労働條件に於て就業せしめた。尙ほ此の法律は半日制度を規定したので有名となつて居る。是れは兒童の教育を要求する側と兒童の低廉なる賃銀を要求する側との妥協の結果であつて、十三歳以下の兒童は少くとも一日に三時間だけ就學せしめ、且つ其の労働時間を六時間半に制限したのである。こは學校教育と労働との配當を立てたもので、ルーテルの如き近世の初め夙に『吾等は兒童を一日一二時間學校に送り、其餘の時間は職業を仕込まねばなら

ぬ』と言つて居ると、精神に於て同じきものである。更に千八百四十八年に於て、十時間労働法案の通過を見たが、之に依れば、十三歳以下の少年労働者の労働時間を一日五時間に制限し、總ての女子及び十八歳以下十三歳までの少年の労働時間を一日十時間に制限した。此の法律は女子及び少年の労働問題に對する現代立法の基礎である。然し、半日労働の制は決して少年労働反對者の満足を買ふに足らず、千八百七十八年に至つて、從來の工場諸法が一括され、修正されて一大工場法の制定されたる時に、此の半日制度は十歳以下の兒童に禁止され、而して、此の年齢限度は千八百九十一年に十一歳に引き上げられ、更に千八百九十九年に十二歳に引き上げられた。(アダムス、サムナー共著『労働問題』に依れば千九百〇二年一月)。而も、千九百〇四年より五年にかけて尙ほ半日労働者は八萬人以上もあつた。又、千九百〇八年より九年にかけて、十四歳以下の兒童の半日労働を禁止せんとの強硬なる運動が起り、斯くして今次の大戦となり、フィッシャー氏新に聯立内閣の文部大臣となり、千九百十七年八月四十七個條に亘れる教育法案を提出し、義務教育の勵行、義務教育年限の延長より少

年労働の制限等を策し、其の他教育の内容の充實改善を立案し、幾多の論議を経て、翌千九百十八年八月の法案となつて現はれたのである。今、少年労働に關する要點を述べれば、十二歳以下の兒童は一切工場にて使用することを禁止し、十四歳以下の兒童も學校に就學して居る日には學校の時間の終る前、又は其の學校のある日の午後八時過、又其の他に於ては午前六時前、午後八時後は使役することを得ずといふに在りしも、種々反對の個處を生じ、土曜日及び日曜日に限り十四時間使用すること爲して、右の案も無事成立したのである。斯くして、未だ理想通りの十四歳以下の兒童の半日制度はその儘には通過しなかつたが、兎に角原則として、廢止され、それに近き程度に於て實施さるゝこととなつた譯である。

三 佛國に於ける少年労働

佛國に在つては製造業の勃興が後れたのと、家内工業が依然として持續したる爲めに、少年労働の發展は、他より後れたことは事實であるが、既に千八百四十一年に少年

労働保護の法律が設けられ、千八百九十二年にもそれに関する法律が定められ、其の後種々改正せられて今日に及んで居る。尤も徒弟制に関する法律は數世紀以前に行はれ、今日も徒弟保護の役に立つては居るが、少年労働に對する反對論の手段としては、今日無効に歸して居る。巴里を初め他の大都市に在つては、此の徒弟に關する舊來の法律に其の原因を歸すべき幾多の弊害が現はれて居る。それは兎に角、現行の佛國少年労働法は簡單なものである。正規の雇用に入るには兒童は十三歳に達して居らねばならぬ、即ち、小學校の課程を終はれる兒童にして初めて使用さるべく規定して居る。唯だ果實包装の如き季節に關する業務に對しては或る場合例外を設けられて居る。十八歳までは夜業を禁示し、又或る種の危険又は好ましからざる産業に使用することも禁止されて居る。十八歳以下の少年は學校教育を證明する雇用免狀を有せざるべからず、又多くの職業に従事する十六歳以下の少年は身體の證明書がなければならぬ。又、十八歳以下の者の労働は一日十時間に限られ、總ての女子の労働も一日十時間となつて居る。(華盛頓に於ける國際労働會議の條約案に依つて、千九百十九年四月二十三日

の法律に依つて、大體工業労働時間を八時間とすることを規定して居ることを附記して置く)。

佛國は今日尙ほ大體農業本位であり、多くの工業は依然として家内工業の性質を脱しない。家族が一般に少く、従つて十分に子女の養護が行届き、少年酷使の傾向が比較的存して居らない。十四歳以下の兒童の使役に關しては何等十分なる統計が存しない。佛國には家内労働又は農業労働を制限する法律が少く、而して、其の法律の不備なる點と他方に於て工場監督制の不十分なる事實とは現に社會事業家の注意を惹ききつある状態である。

四 獨逸に於ける少年労働

獨逸に於ては、千八百二十四年、普魯西の文部大臣フォン・アルテンシュタインが既に少年労働の保護を認めたが、一般に少年酷使の風行はれて却つて此の保護を喜ばなかつた。然るに千八百三十九年には普魯西に於て九歳以下の兒童を鑛山及び工場にて使

用することを禁じ、十六歳以下の少年には夜業を禁じ、又一日十時間労働が尙ほ行はれて居つた。普魯西は千八百五十三年、ザクセンは千八百六十五年に於て、少年労働者を十二歳以上の者と規定し、普魯西に於ては十四歳以下の少年労働者の労働最高時間を六時間に短縮し、ザクセンにては依然十時間であつた。其の他の獨逸聯邦もこれに類似の規定を設くるに至つた。千八百七十八年には工場監督を設け、千八百八十八年には獨逸の帝國議會は兒童保護法案を通過せしめ、更に千八百九十一年には一般労働者保護法を制定し、少年労働を一層制限することとなつた。千八百九十四年には獨逸教員會議が少年労働保護の必要を決議し、千八百九十八年には政府が獨逸全帝國を通じての調査を爲し、千九百〇二年には、更に獨逸教員會議が商工業に於ける少年労働禁止の決議を爲し、千九百〇四年には同會議が農業従事の少年労働をも禁止せんとして調査を爲す等教育界の活動が盛んなる形勢を致し、千九百〇三年には兎に角商工業に關する少年労働法の制定を見るに至つたのである。

今、此の労働法に依れば、第一に、十三歳以下の少年は日日學校の課業を完全に受けねばならぬ、而して午後八時と午前八時との間に於て産業労働に従事すべからざること、第二に、雇用に關する諸制限は、労働者と使用主との關係の程度如何に依つて、非常に差等があるが、労働時間や、食事時間や、休息時間等は嚴密に規定されて居ること、第三に、學校に在る兒童は一日三時間以上に及ぶべからず、又休暇中でも四時間以上に及んではならぬこと、第四に十六歳以下の男兒及び總ての婦人には夜業を禁止すること、第五に、十四歳以下の兒童の一日の製造場労働時間は六時間に限り、十六歳以下の者は十時間に限ること等が主要條項である。千八百九十八年には十四歳以下の兒童にして、製造場ならざる諸種の工場及び農場に使役さるゝものが約五十萬人あつたが、製造場に使役さるゝものは僅かに九千人に過ぎなかつた。故に前記約五十萬人の少年労働者の大部分は小工場にて使役されて居つたことが明白であり、即ち、五十八パーセントが諸種の産業に於て使役され、二十五パーセントは配達用達等の業務に使用されて居つたと報告されて居る。こは獨逸全帝國を通ずる法規であるが、各聯邦はそれぞれ適當の小法規を設けて右の大法規を補足修正するの自由を有するので

ある。兎に角、右の大法規に示せる標準は必ずしも高いものとは見えぬが、嚴重劃一の監督制度と地方警察の手とに依つて其の法規の勵行を期して居る。十二歳以上の兒童は學校と工場との爲めに其の全時間を使用することを要求されて居るが、家庭に於ける兒童勞働に對する態度も亦法規に依つて制定され、有害の結果を大に避け得るやうになつて居る。

五 米國に於ける少年勞働

米國に於ては十九世紀の最初二三十年代に至つて、初めて幼年者の工場使用の有害なることに氣付き出し、千八百二十五年マッサチューセツツ州法制定委員會が比較的大規模なる工場の或るものに關して研究を試み、其の結果、十六歳以下の兒童九百人以上が勞働に使役せられ、其の大部分が一日十二三時間勞働することが明かにされた。其の後五十年間纖維工業の發展するにつれて、次第に兒童の使用さるゝ數を増加し、千八百七十年頃には十歳以上十五歳の兒童にして製造工場にのみ使用さるゝものは既に十萬

の數を超え、而して諸種の小仕事に従事するものは總數七十萬人以上に達した。爾來少年勞働者の數は次第に増し、今日では約二百萬人に達して居る。尤も今日まで少年勞働制限の法規次第に發達したる結果、賃銀勞働者總體に比例して見れば、少年勞働者は幾分の減少を見るに至つたことは事實である。

米國に於て特に少年勞働者保護に關する法規の初めて發布されたのは、千八百三十六年マッサチューセツツ州に於てである。この法規は其の性質頗る狹範圍のものであつて製造工場にて使用さるべき兒童は如何なる分量の教育を施すべきかに關する規定に過ぎなかつた。其の後八年、即ち千八百四十四年に同州は十二歳以下の兒童に對して一日十時間の勞働に制限した。又、千八百五十二年オハイオ州にて初めて少年勞働法を制定し、更に千八百六十六七年の頃、イッノイス及びキスコンシン州にても同じく類似の法規を造つた。然し包括的なる少年勞働法としては、千八百六十六年及び同じく六十七年に於けるマッサチューセツツ州の通過せるものを其の嚆矢とするのである。今此の法規によれば、十歳以下の兒童を製造工場にて使用するを禁じ、十五歳以下の兒童の勞働時間

を一日十時間に制限し、又、十歳乃至十五歳の總ての賃銀労働者は毎年少くとも三ヶ月の學校教育を受くべきことを規定した。而して、此の法規の今一つの重大なる特色は、工場監督は州知事に對して定期の報告を爲すべく、又、規定を犯すものを處罰するといふ二項を入れたことである。其の後、他の諸州も少年労働者の安康といふ問題に同じく注意を施し、今日では殆ど如何なる州にも少くとも少年使用に關する何等かの制限を設けざる所がなくなつたのである。

米國には固より米國全體を通ずる少年労働法規はなく、各州それぞれ其の法規を持つて居るのである。千九百〇七年に五個の法案が下院に提出せられ、其の目的は米國政府が此の問題に盡力すべきことを主眼となしたものであつた。第一は、全國少年労働委員會の法人組織の法案、第二はコランビヤ地方の爲めの模範的少年労働法、第三は全國兒童局設置法案、第四は米國労働委員の女子及び兒童の労働調査案、第五は所謂ビヴァリッチ、バーソンス兒童労働法案で、この法案は少年工の造れる物品を一州から他州へと賣買する爲めの輸送の禁止を期せるものであつて、恰も今日關稅法に依つ

て、囚人の製作品を外國貿易から除外して居るやなうものである。而して其の年には第一と第四丈けが法律となつて現はれ、翌千九百〇八年に第二が通過した。ビヴァリッチ、バーソンス法案は遂に物にならずに了つた。そこで、其の後、少年労働法の發展と勵行及び、一般の輿論喚起の指導に當れるものは、主として全國少年労働委員會であつた。此の會は千九百十年四千人以上の會員と一年五萬弗以上の出費豫算とを有し、毎年一回會議を開き、工業中心地に出張員を派出して居る。

固より米國に於ては、各州とも此の少年労働問題の研究調査を行ひ、其の結果を發表して居るが、合衆國政府が此の問題の重要なことに目をつけたのは、比較的最近のことであつて、産業委員會の報告、國勢調査局の報告、労働局の特別報告を初め、下院の女子及び少年労働者狀態研究調査報告等が其の結果として現はれ、更に合衆國政府は千九百十二年兒童局を設けて兒童の安康を増進するの策を進めたる等、米國全土を通じて兒童に關する諸般の知識を普及するに努めて居る。加之、私立の協會もそれぞれ此の問題に關する調査研究を行ひ、講演、出版等に依つて輿論の喚起に努め、労働組

合も亦少年労働反對の一點に於て此等諸協會と力を協せ、又米國労働法協會も兒童保護の法規を要求するに努め、其の他全國消費者同盟、婦人俱樂部、青年基督教協會、青年女子基督協會を初め、種々なる教會も少年労働の弊害に對する一般の注意を促すことに盡力して居る。

斯く種々なる機關が相寄り相助けて兒童の労働に對する制限又は禁止に熱心しつつあるが、就中最も有効有力なる機關は前に述べたる全國少年労働委員會である。此の委員會は千九百〇四年の組織にかゝり、其の主要なる活動としては、研究調査、輿論喚起、立法促進、講演出版、教育事業、少年労働法勵行の協力等がある。而して少年労働展覽會を多くの都市に開き、統計表、寫眞、小論文等の配附を試むるが如きことをも爲し、法案を作成して州政府及び米國政府の立法上の參考に供したり、又は法規勵行に協力し、州及び地方團體の少年労働關係の委員會と協同努力を爲して居る。

以上諸種の公私團體の事業が其の功を奏し、米國全土を通じて、今や如何なる州も兎に角、少年労働に關する法規を設けては居るが、未だ現行法規には驚くべきばかり

の劃一が缺けて居り、何れの州も希望通りの結果を示すまでには至らない。二十五州にては十四歳以下の兒童を工場や製造場にて使用することを禁止し、三十四州にては十六歳以下の兒童をして工場や製造場にての夜業を禁止せしめ、十八州にては同じく工場や製造場に於て十六歳以下の兒童をして一日八時間の労働に制限せしめて居る。又十州にては十六歳以下の兒童を鑛山及び石切場に於て労働せしむるを禁止して居る。之を米國全土の總ての州が一齊に行つて居るといふのならば、大に嘉すべしと爲すも、未だ頗る前途遼遠である。米國全土を通じて最も包括的に少年労働に關する法規を制定せんとする試みは、パーマー、オーエン案なるもので、これは全國少年労働委員會の草案に成り、千九百十四年一月下院に提出されたものであるが、其の年の議會にて通過せず、翌千九百十五年キートینگ、オーエン案として再び提出されたものである。今、此の案に従へば、十四歳以下の兒童を常に使用する製造場、木綿工場、製罐場、工場等にて生産せらるゝ總ての物品の對州賣買を排し、又十六歳以下の兒童を使用する鑛山及び石切場生産品も、一日八時間以上の労働又は夜業を爲す十六歳以下の兒童に依つて

生産せらるゝ總ての生産品も、對州賣買を禁止せんとする案である。然し、此の法案中、最も樞要とする四個條丈けが考慮を遂げられたが、現に其の條項を州の法典中に加へたものは僅かに九州に過ぎない。

扱て右の直接立法的行爲に加ふるに、間接的の處置も亦頗る大切なものである。兒童の勞働を禁じながら、彼等の就學を強要せざることは全然理に合はぬところである。そこで強制教育法の制定は、兒童勞働法と相提携し、相調和するやうにならねばならぬ。此の強制教育法に加ふるに、各州が女子及び兒童の最低賃銀率を設定して居る。又、合衆國の約半數の州にては現に子女の賃銀を親が當てにせぬやうにとて母親の養老金の制を定めて居るが、斯くすれば、少年の勞働を許して、少年將來の賃銀獲得の能力を弱めるよりは一層經濟的であると認められて居る。更に適當なる運動場の設置も少年勞働法を補足する上に有効である。製造場や鑛山などに兒童を行かせぬやうにする一個の理由は彼等に遊戯運動の時間を與へ、兒童の保健を計るといふことに在るのである。而して此の問題の方が兒童の勞働問題よりも却つて多くの家庭にとつては

重要である。今日街路の隅々にてのらくらして一日を過す兒童が夥しきを見るにつけても、道徳上、保健上、適當なる娛樂遊戯機關を設けることは重大緊急の問題となつて居る。そこで、時間の浪費及び精力の徒消を防止せんとするには運動場を多くし、學校地を利用せしめ、休暇には殊に學校の體操場の使用を許し、公衆浴場を設け、運動熟練家を雇ふ等種々試みられて居る。然し、今後は益々作業に兼ぬるに勉學と遊戯とを以てすることを獎勵せねばならぬ。殊に贅澤を極むる學校の校舍及び設備は成るべく自由に使用せしむることと爲さねばならぬ。これは例の學校を社會中心たらしめんとする運動となつて現はれて居る。尙ほ又、米國の主なる社會事業家は米國運動場及び娛樂場設置協會を組織し、各地方自治體と協力し、閑暇を無駄より有効へと轉ぜしめんと努力して居ることを特記せねばならぬ。

然し、法規は之を勵行せざれば寸効なきものである。米國各州は良好なる少年勞働法を制定して居るにもかゝらず、著しく其の勵行の規定を缺いて居る。それを勵行するにも適當なる監督者を設くる必要があり、又此の監督者の背後には法律を勵行する

を以て義務と爲すところの有力なる行政官がなければならぬ。前記の全國少年労働委員會は善良なる少年労働法の最低條件として左の五項を擧げて居る。曰く、第一に總ての金取り仕事に對しては少くとも十四歳を限度とすること、第二に鑛山、石切場其の他危険なる仕事に對する年齢限度はそれよりも高きを要し、又夜間の小間使は二十一歳を限度とすること、第三に十四歳以上の兒童には一日八時間の労働、而して夜業全廢のこと、第四に十四歳以上の兒童に對して初めて労働の強制的規定を設くること、第五に法規勵行を確かむる爲めに、製造場及び他の工場を科學的に視察監督することである。

米國には千九百十年の國勢調査に依れば約二百萬の少年労働者があるが、こは十歳乃至十五歳の兒童全體の六分の一以上である。而して此の二百萬の約半數は十四歳以下のものである。各州何れも少年労働が行はれては居るが、其の割合は種々雜多であつて、ロード・アイランド、コンネティカット、ニュー・ヨーク、マッサチューセッツの四州では十歳乃至十三歳の兒童の一パーセント弱が労働に従事して居る丈けであるが、ミシシッピ、アラバマ、サウス・カロライナ等の如き南部諸州の或るものに於ては、此の年齢

に屬する兒童の約半分は賃銀労働者と稱することが出来る。少年労働者の約四分の三は何等かの農業に従事し、四分の一餘は他の産業に従事して居る。而して此の四分の一餘の中、約一萬八千人は鑛山及び石切場に従業し、八十萬人は纖維工業に従つて居る。農業の方は少年労働の危険が餘り認められず、健康に適せる業務の一と認められ其の中には苺摘み、蔬菜、花卉等の仕事より、製罐業等も含められる。而して此の農業労働者は工場労働者に比して劣等なる條件の下に作業するを珍らしとせず、殊にフィラデルフィアの如き、都會地の學童が田園地方に行つて労働に従事することが盛んに行はれて居るが、道徳上、身體上、知識上頗る悲しむべき状態に陥り、榮養の不備、住居の貧弱、監督の缺乏等が其の原因を成し、一旦學校に歸還すれば、種々の方面に於て樂觀を許さぬといふことである。

六 我國に於ける少年労働

我が國にては明治四十四年に工場法設けられ、大正五年に工場法施行令が出で居る。

最近華盛頓労働會議に於ける労働條約案に基き、相當機關に諮詢すると共に、別に現行工場法を改正して新に労働法として包括的の法規を議會に提出せんとする噂がある。何れにせよ、既に労働問題は社會政策的意義の上に基礎を置いて考究せらるゝといふ國際的問題となつて居ることであるから、從來の工場法を改正するの機運は熟して居るといはねばならぬ。今、我が少年労働に關して簡単に記して見よう。

我が國の工場法第二條には十二歳未満の者の就業を禁じて居るが、其の第二項に於ては輕易なる業務に對しては十歳以上の者の就業を許可して居る。而して現行工場法の適用を受けつゝある工場のみならず、十歳乃至十二歳の幼年労働者は少くとも三四千人を下らないといふことである。而して現行法に於ては女子及び少年労働者に對して労働時間の制限を設け、工場法第三條に於て工業主は十五歳未満の者及び女子をして一日に付十二時間以上就業せしむることを得ずと規定して居る。然し、本法施行後十五個年を限り、即ち大正二十年までは前項の就業時間を二時間以内延長することを得と規定して居るのであるから、我が現行法規によれば、工業主は十五歳未満の者及

び女子をして一日十四時まで就業せしめることを得る譯である（而して成年労働者に對しては労働時間に就いて何等の制限が設けられないことを附記して置く）。最近の調査によれば全國の少年労働者の總數は約四百四十萬人があつて、其の中全然無學文盲なる者は約十八萬七千人に達するといふことである。因に大正十年學年初に於ける全國學齡兒童の概數は一千百七萬五千二百餘人にして、其の内就學期に達したる者八百七十八萬六千九百餘人である。

斯くの如き事實は國家生活の上より考へても、最も憂慮すべき事實といふべく、少年労働者が其の労働に追はれて遂に教育の機會を失ひ、又は早く教育の機會を捨て、労働に就かねばならぬ境遇に在るものであり、頗る悲しむべき狀況を呈して居ることは疑はれない。尤も我が小學校令第三十五條には、尋常小學校の教科を修了せざる學齡兒童を雇傭する者は其の雇傭に依りて兒童の就學を妨ぐることを得ずとも規定せられ、義務教育の趣意を貫徹せしめんとし、又工場施行令第二十六條及び第二十八條には徒弟の教育に關する規定は設けられ居るが、頗る不完全なるものであり、且つ實際に

如何なる程度まで行はれ居るかは疑問である。殊に労働時間多く、疲労困憊の兒童に夜間等の教育は果して可能なるものなるかも考慮を費さねばならぬ問題である。次には、工場法第四條に於て、十五歳未満の者及び女子をして午後十時より午前四時に至る間に於て就業せしむることを禁じて居る。然し、其の第五條、第六條に於には二組交代の夜業を許可して居るから、事實に於ては少年及び女子労働者の夜業は禁ぜられないと言つて差支ない譯である。

華盛頓に開かれたる國際労働會議の結果に成れる労働條約案によれば、少年労働者の最低年齢を十四歳と規定して居るが、我が國に對しては特に除外例を設けて、十二歳以上の幼者にして小學校の課程を修了したるものは之を使備せることを得と爲して居る。又同條約案には少年労働者及び女子の夜業に關しては、午後十時より午前五時に至る七時間内に於て彼等を使用することを禁止して居る。其の他此の條約案には我が日本に特に除外例が設けられたる部分少くなく、所謂一日八時間労働の原則の如きは全く認めず、十五歳以上の者の労働時間を一日九時間半、一週五十七時間に制限し、製絲

業に於ては一週六十時間となすことを得と規定され、而して僅かに十五歳以下の者及び地下労働に従ふ者の労働時間は一週四十八時間を超過することを得ず、但し、上記年齢十五歳は千九百二十五年七月一日までに十六歳に引き上ぐる旨を附記し、又労働者階級の總てに對し、一週間に一度二十四時間繼續の休息を與ふることを規定して居るが、是等は右の條約案を附議すべき權限ある機關オトリテ、コンベンの批准を俟つものであつて、我が國にては此の權限ある機關を樞密院と解釋し、過般右の條約案並びに勸告各六項を樞密院に諮詢中である。果して同院が之を批准するや否やは興味ある問題であらう。若し同院が批准を與ふるに至らば、常に労働者の労働状態が大に其の面目を改むるのみならず、少年労働者の状態も亦改善せられる點が少からず有るには違ひないが、同院は恐らく批准しまいと傳へられて居る。然し、何れにもせよ、今日問題となれる義務教育二年延長といふ點等を併せ考へて、何等かの改善策を講ぜねばならぬ必要に迫られて居ることだけは確かである。

七 少年労働の五大原因

少年労働の原因としては、大體、五個條を擧げることが出来る。第一は貧困、第二は使用主の政策、第三は産業方法の變化、第四は學校教育の現状、第五は一般社會の無頓着である。今順を追ふて説いて行かう。

親達の無能力、無頓着、怠惰、責任觀念の缺乏等より生ずる貧困の爲めに、子女が未だ成熟せざる中に早くも一家の収入を多くする爲めに労働に従事せねばならぬ悲惨なる結果を生むに至るのである。家庭が極貧の状態に陥り、親達の賃銀や収入では、逆も最低度の生計をさへ營み得ざるやうな場合には、幼少なる子女を労働させて、是非とも賃銀をとらせざるを得ざる破目に陥る譯である。これは實に止むを得ざることと言はねばならぬ。然るに、親達が此の貧乏といふことを看板として、己が子女を労働せしむる口實に供するやうなことが決して珍らしからざることである。即ち親達の貪慾が其の子女の労働の原因となるのである。然し、かゝる場合は、少年労働の眞の原因が貧

乏といふことにあらずして、貧乏は唯だ其の口實となるのである。眞の原因は親達の貪慾に在りといふべきである。斯くして子女がまだ學齡を終らぬ中に自家又は他家に於て労働を強いて義務教育を怠らしめたり、又は中途にして廢さしめたり、工場に出して労働をやらせ、教育の機會を奪ふと共に心身の發育を妨げる結果となるのである。こは主として家庭の収入の増加を計る爲めに子女の労働を餘儀なくせしむるものであるが、尙ほ又、親達が幾分なりとも自己の労働を輕減せしめんとする怠惰心からして、其の子女に労働を強いる場合も考へられ、又實際にあることであつて、最も懇懇すべきことといはねばならぬ。親が子女を酷使するの事實は決して珍らしからぬことである。米國に於ては貧乏なる寡婦が其の子女の賃銀にたよつたりする爲めに、其の弱點につけ込んで使用主が子女の労働酷使を爲すといふ種々悲惨なる報告もあり、旁々、貧乏の爲めに子女の労働を爲さしむる仰山に多き事實に關して調査を試みたところが其の四分の三は、實に貧乏を看板として、親の貪慾を満たさんとするものであるといふ事實さへ報告されて居る。是等の事實は獨り米國に限つたことではあるまいと思ふ。

次に少年労働の起原は使用主が自然又は人間の發展法則に頓着することなく、唯だ唯だ最低の費用を以て労働を買はうとするさもしい慾心から發生すると稱せられて居る。使用主は唯だ自己の利益さへあればよいといふ考のものが少くない。少年は低き賃銀で労働し、又組合をも組織せず、従つて有利に其の労働を計る方便がない、従つて一見頗る使用主側からは有利なるものと思はれるのも無理はない。加之、工場は一人の經營でなく、往々大なる團體の所有に歸して居つて、其の株主等は使用人の如何なる人なるかも知らず、又使用人が如何なる労働状態に在るかも知らない。彼等直接の興味は配當の多からんことに在り、取締役は自己の俸給の増加をのみ心掛けて居るといふことが珍らしくない。労働者の安康といふことよりも自己の利益といふことが問題である。使用主の中には此の事の非なるを知りつゝも尙ほ且つ自己の利益を擧ぐることの爲めに盲目となり、又或る種の使用主に至つては、初めから少年労働者に對して冷酷を極むる態度に出がゝ居るのである。斯くして早くより工場に入りて、労働を強いらるゝ兒童は無學となり、假令慈悲深き工場主があつて、労働時間の短縮と補習

教育に努めて見ても、兒童心身に及ぼす弊害を除去することは未だ不十分である。

更に工場制度が産業に入り來るに至つて、人口が工場の所在地に集中することは必然の勢であるが、扱て其の家族の子女達が有利の労働を供給する者と認めらるゝやうになつたのである。而して此の安價なる労働の供給を利用せんが爲めに、兒童にても十分に操縦することの出来るやうな色々の機械が次第に多く發明せられ、又これまで兒童が自から手を下して爲したる仕事を十分に機械にて爲し得るやうになつて來たのである。兎に角、機械が發明せられるに従ひ、分業が發達して來て、其の中の簡易なるものは、優に兒童も爲し得るのである。例へば、野菜果實の栽培が發達したり、又鑛詰製造が家庭から工場へと移つたりして、益々兒童が其の方面の仕事に入用となつて來たり、其の他工場にて大人の助手などの仕事を爲さしむることが盛んになり、兒童労働が愈々需要さるゝに至つたことは、何れの國に於ても同様である。

次には學校に於ける状態が兒童の労働の原因となるのである。米國にては、其の義務教育法令の勵行がうまく行かざる結果、約二百萬人といふ少年労働者が現に居るや

うな譯である。尙ほ何等義務教育法を設けざる州もある位で、州に依つて少年労働者の割合が非常に差別がある。例へば、メイン州では児童は十五歳までは就學を強制せられるので、十歳乃至十三歳の児童總數の僅かに一パーセント七丈けしか労働に従事して居らぬが、例へば、ミシシッピ州の如き、十歳乃至十三歳の總児童中四十七パーセントが労働して居るといふのである。現に義務教育制が存しても學務委員が此の法律を勵行することを怠り、何等さしたる理由もなしに工場に入りて労働せんが爲めに退學する児童があつても、それを許可するといふこともある。

こは制度上の缺陷であるが、學校にては殊に十歳乃至十三歳の児童に課する授業其のものは、著しく少年少女に興味がなく、注意を惹くことのなきものである。學科も勉強も彼等には實際的のものでなく、訓練はいやなものであるといふ感じを與へる。かゝる現状に對しては、米國の教育界に於て種々考究せられ、學科を児童の興味を惹く如きものとなし、進んで學習するが如き態度を養成せんと計り、又、成るべく實際化し、實地の社會に有効なるやうに考案したりして、児童を永く學校に引留める策を

講じて居る。最近ゲーリ學校の如きは全く斯かる趣旨を實行し、非常の効果を擧げて居ることは多言を要せぬ。然し、兎に角、児童が或るつまらぬ不平の爲めに、それを口實として學校を退かうと申し出づれば、親は之れを承諾して了ふ、その爲めに再び復校して學業を繰返す機會を殆ど失つて了ふといふことは決して珍らしくない。ゲーリ學校などでは復校の機會を與へるに努めて居る。尙ほ又、生徒過多の學校では教師が生徒の個別的顧慮を十分に爲し難く、個別的指導の餘裕なく、従つて児童の學業が學がらず、遂に學校に失望して退くといふ結果ともなる。其の他、種々なる感覺上の缺陷兒も少からずあることであるが、これらも不熟練の教師の手にかゝつては益々學校を嫌ふやうになるものであり、又、不出來の生徒は早く學校を退き、遂に低い賃銀で工場通ひをするやうになることも争はれざる各國共通の事實である。少年労働と學校教育の問題は實に微妙なる關係を有することを注意せねばならぬ。

最後に一般社會の無頓着なる態度であるが、こは少年労働の重大なる一原因をなすことは疑はれぬ。一般社會が少年労働の現状に對して無關心なるのみならず、それが

將來の國民生活の一大脅威たることに對して全く盲目的であることよりして、少年労働が行はれて居るといふことになり得るのである。若し國家の兒童が壓迫酷使せられ、幼時より激しき労働を強いられ、其の状態も不良を極むるが如くんば、其の爲めに禍害を蒙るものは國民全體であることを自覺し、一般社會は其の責任に目醒めなければならぬ。貪婪飽くなき結果、責任の自覺を晦まし、滔々冷淡無頓着に陥つて了ふのである。須らく此の現状を知悉すると同時に、其の現状の弊害を除去するに努めねばならぬ。それが爲めには善良なる少年労働法の制定と勵行とを、自覺せる一般社會が要求すべきであらう。

八 少年労働の六大結果

少年労働は頗る高價なる犠牲を、兒童自身、産業界及び社會の三方面に強要するものであるが、其の結果としては次に順次説くところの六個を有する。

第一に健康である。少年労働は兒童の健康を害し、國民の力を覆へすものなること

は自明の理である。十歳からの少年少女等が工場にて健康不良の境遇の下に於て機械の番を爲し、一定の場處に座したり又は立つて居つたりして、毎日十時間も十一時間も、おきまりの、何の面白味もない仕事を繰り返してばかり居つたならば、必ず心身二方面ともに不具廢疾の者となり、發育不良となることは争はれざるところである。使用主は大抵利益一點張りの我利我利であるから、少年労働者の保健などには顧慮しないからして、少年労働者の疾病率が高くなるばかりである。鑛山や、木綿工場に作業する兒童は一番多く肺病に罹り易く、不潔の空氣、汚穢、それにおきまりのうんざりするやうな筋肉運動は兒童の身命を奪はずには措かない。疾病の外に、不慮の災害を受ける割合が大人の労働者に比して多い。或る調査に依れば、十六歳以下の兒童は總ての職業を通じて見て、大人よりも三倍丈け災難に陥る割合が多いといふことである。少年労働者の衰へた、やつれはた容貌は、やがては次代の國民の身心二方面に於ける衰頹を豫示するものに外ならぬ。

第二に無學無教育の問題である。十歳乃至十四歳にて労働に入る者は、其の職業の

方面に於て進歩向上することの出来得ざるほど貧弱なる教育をしか受けぬにきまつて居る。労働時間以後に或は夜學に入るとかいふことにしても、殆ど其の向上發展の機會がなからうし、それに其の體力と心力とがさう續くものではない、こゝに一大難問が存する。一日十時間十一時間も労働して見れば、學校に行けるほどの體力も時間もない譯である。斯くして無學文盲は少年労働の結果として生まれる。米國では少年労働者の多いのと、無學文盲者の多いのとが正比例を爲し、ミシシッピ、アラバマ、サウス・カロライナの三州は殊に十歳乃至十三歳の少年労働者が多數あるところであるが、少年労働者の最も少いニュー・ヨーク州、マッサチューセッツ州に於ける無學者の數に比して四倍以上の無學者があるといふことである。

第三には賃銀問題である。假令、家族中にて、女子や兒童が働いて賃銀をとるにしても、父親一人が働いて居つた時の賃銀とさして違はぬといふことは、米國に於て幾度も繰返し研究調査を経たる結果である。それは、女子や少年の労働は必然的に大人男子の賃銀を低下せしむるからである。米國にては、例へばマッサチューセッツ州の木綿工場

に於ける賃銀と南部諸州に於ける木綿工場に於けるそれと比較すれば、前者に在つては、十四歳以下の子女は其の父親と競争して労働に入ること許されないので、木綿工場に於ける父親の賃銀は四十五歳又は五十歳に至るまでは次第に昇り、遂に一時間十八仙の最高賃銀を得るに至るのである。之に反して、南部諸州に於ては十歳乃至十二歳の兒童が其の父親と相並んで工場に使用されるが、父親は二十五歳になれば一時間十三仙の最高賃銀に達し、それ以後は急に低下し、五十歳になると、一時間僅かに九仙丈けしかとれぬことになる。

第四に能率の問題である。現代の要求は能率の増進であることは疑はれぬが、此の産業の能率が少年労働の場合に於けるほど犠牲にされることはない。僅か十歳か十二歳かの兒童が労働に従つて毎日同じ筋肉の働きを繰り返す丈けのことである以上、それは生産的労働者としての兒童の能力を増進するとは夢にも想像の出来ぬことである。單調なる長時間の労働、適當なる娛樂休養の缺乏、技能及び學問の十分なる素養の缺乏等は兒童後年の生活を通じて其の産業的能率に對する重大なる邪魔物とならずに

は措かない。彼等は其の陶冶性盛んなる時代に於て種々其の發育を弱むる影響の下に立ち、單調無味の仕事に此の時期を過すのであるから、愈々成長した曉、全く産業界に於ける適處を得るの素養を缺いて居る譯である。斯く個人の力が弱められれば弱められるほど、それだけ社會の勞働力が減退することは固より言ふまでもなからう。安價なる勞働は必ずしも最も經濟的なる勞働ではない。即ち安價なる勞働者はそれだけ多くの監督が必要であり、材料の浪費が多くなり、結局に於て高價なる勞働者よりも一層不經濟となるのである。少年勞働の如き安價なる勞働力を使用するよりも、却つて少年がこれまで爲したる仕事を機械にて爲し得るやうの方法を採るべきが至當であらう。

第五に家庭及び風紀の問題である。兒童が工場や街衢にて勞働を爲すやうな處には眞の家庭生活なるものが存在しない。少年勞働は賃銀低下の原因となり、結局その爲めに全家庭が依然として貧弱なる生計を餘儀なくせしめられることとなる譯である。よし家庭ありとてもそれは食つて寝る場處たるに過ぎぬものとなつて了ふ。何れにせよ家庭の情味は斯くの如くして破壊さるゝことは疑はれぬ。更に過勞の少年少女には

道德感が枯渴することも見易き道理である。加之、種々なる誘惑が何れの方面よりも其の魔手を伸ばして居ることは尙ほ更注意すべき事柄である。過勞せる兒童には抵抗力がなくなつて居る。従つて不貞犯罪に陥る機會が造られる。米國に於ける少年裁判所の記録によれば、少年勞働者の犯罪率が頗る多く、殊に街上の業務に従ふ少年に多いといふことである。

第六に市民性の問題である。少年勞働者は其の困難と危険とを堪へ忍ぶが故に、使用主や、現行の使用條件に對する反感を漠然ながら感ずるに至ることは明かに知られる。斯くして階級思想を養ひ、眞のデモクラシーの成立を妨げるに至るのである。少年勞働は酷使を意味するものであつて、市民としての素質を其のすべての方面に於て低下せしめ、従つて國家の偉力を弱めしむる結果となることは疑ふべからざるところである。米國の全國少年勞働委員會は、少年勞働の大なる犠牲を三項に攝して居るが、以上の少年勞働の六大結果を別方面より言ひ表はせるものとして、且つは本文の結論として左に擧げて置かうと思ふ。

第一に兒童自身にとつての犠牲としては(イ)不慮の災難及び疾病、(ロ)教育の缺乏(ハ)物質的並びに精神的損失、第二に産業界にとつての犠牲としては、(イ)生産品の浪費、(ロ)結局に於て利益少きこと、(ハ)少年労働者の能率の低きこと。第三に社会にとつての犠牲としては、(イ)人間性の破壊、(ロ)家庭生活の破壊、(ハ)無智なる市民、(ニ)犯罪増加の傾向である。是等は主として米國を初め歐洲諸國に於ける考察に屬するが、我が日本に在つても、少年労働の問題は大に考慮を費すべく、殊に華盛頓に於ける労働會議を経て、此の問題は漸次國際的となるに至り、旁々之と義務教育並びに一般教育の問題と併せ考究せねばならぬであらう。

尙ほ、本篇を草するに當りて、幾多の参考書並びに参考資料に據つたのであるが、其の中主要なる書籍は、米のモンロー編教育百科辭書、アダムス、サムナー共著の労働問題、タウン著社會問題、オググ著現代歐羅巴の社會的進歩、カールトン著教育と産業の進化、マンゴールド著少年保護の問題、グッドセル著家庭發達史、スネデウ著職業教育英のブレイ著少年労働と徒弟制、同人著都會の兒童、獨のベルゲマン著社會的教育學、バルト著教育史、我が吉田教授著社會教育等であることを附記して謝意を表す。尙ほ又本篇中、少年とあるは少年及び少女を含むものと承知ありたい——田制佐重附記

義務教育問題 終

附 録

最近一箇年我が義務教育問題の経過

目下我國に於ける義務教育問題に就いては本書第四章第二節中に詳述したが、右は編輯の都合にて昨大正十年十月迄の記事に筆を止めたのである。今次に其の後一箇年間に於ける此の問題の経過を叙して、大方の参考に供したいと思ふ。(大正十一年十月初旬編者稿)

- 一、義務教育費整理問題
- 二、義務教育費國庫負擔増額問題
- 三、義務教育年限延長問題
- 四、義務教育内容改善問題

一 義務教育費整理問題

昨大正十年十一月四日原首相不慮の凶變に遭ひ、原内閣の藏相高橋是清子新に首相兼藏相に任ぜられ、臨時教育行政調査會長に就任した。而して、昨年十二月十六日右調査會特別委員會開かれ、馬場幹事長より豫ねての諮問案第一、第二號の修正案を提

我が義務教育問題の経過

出し、審議の結果、假決議として委員會可決となつた。修正案は世論に鑑みて出來たるものとの評高いが、何れにせよ、第一號の學級整理も、第二號の教員配當も共に教育の效果に依然として悪影響を來たすことに變りなしといふ批難は教育界の輿論のやうに見えたのである。然し、教育費の整理は政友會内閣の方針として、殊に一般政費の緊縮を以て世論と看做さるゝ折柄とて、高橋内閣に於ても依然として教育費の整理を爲さんとの根本政策であつたから、兎に角、行政調査委員會に於ても右の修正案を可決するに至つたことは争はれざるところであつた。更に年を越えて今年に至り、五月二十四日特別委員會開かれ、第三號議案補助教員の整理、第四專科教員の整理、第五學校建築費節約、第六學校備品消耗品節約、第七學用品節約の五議案も可決せられ、茲に同會答申原案を審議したる結果、左記の如き答申修正案を可決するに至り、之れを總會に附議することとなつて居つたが、高橋内閣もなく今年六月初總辭職し、同内閣の海相加藤友三郎男に内閣組織の大命下り、總て加藤内閣組織せられ、加藤男又教育行政調査會長に新任するに至つたことは、改めて縷述するまでもなきところである。

今、特別委員會の答申修正案の大綱を示せば左の如くである。

(前文緒論略)

(甲)人件費に關する事項

第一、市長村の實情に應じて適宜小學校の學級を整理すること(議案第一號修正假決議)

全國小學校中には比較的少數の兒童を以て一學級を編制するもの尠なからず小學校費の負擔を困難とする市町村に在つては特に斯の如き學級は事情の許す限り左の規準を參酌して之が整理を行ふを相當とす

(一)同學年に屬する二以上の學級を併合し又は同學年に屬する三以上の學級中一若しくは二以上の學級を分割して他の學級に配合すること

(二)異學年に屬する二以上の學級を併合し又は異學年に屬する是れ以上の學級中一若しくは二以上の學級を分割して他の學級に配合すること

(前記の規準に依り學級整理を實行するに當りては小學校令施行規則の認むる制限

に據るものとす而して一學校内に於て之を行ふべきは勿論同一市町村内の二以上の小學校間に於ても兒童の通學區域を考慮し之を行ふべきものとす)

第二、市町村の實情に應じて小學校に於ける學級に對する教員の配置を適宜加減すること

市町村に於て小學校費の節約を圖る必要ある場合には小學校令施行規則所定の範圍内に於て多級學校につき二部教授及び三學級二教員制度を應用し左の規準を參酌して適宜學級擔任教員を配置するを相當とす

(一)六學級に五教員を配置する場合に於ては年少の部に二部教授を行ひ其の之に據り難きときは年長の部に二部教授を加味せざる三學級二教員制を採用すること

(二)六學級に四教員を配置する場合に於ては第一學年乃至第四學年に二部教授を行ひ其の之に據り難きときは成る可く年少の部に二部教授を加味せざる三學級二教員制を採用すること

(三)六學級に三教員を配置する場合に於ては二部教授を行ふこと

(四)五學級に四教員四學級に三教員を配置する場合には第二項に準ずること又四學級に二教員を配置する場合には前項に依ること

(五)六學級より多き學級の小學校に就ては前四項に掲ぐる規準を參酌し適宜教員の配置を定むること

(前記規準に據る教員の配置に關しては當該小學校に於て常に之に關する攻究改善に努め又各師範學校に於ても之に關する研究實驗を遂げ時々其の成績を發表することを望む)

第三、市町村の實情並に小學校の實況を參酌して適宜補助教員並に専科教員を整理すること

小學校令施行規則に依れば小學校に於ては各學級に本科正教員一人を置き土地の情況に依り二學級毎に本科正教員及准教員一人又は三學級毎に本科正教員二人を置くことを得とし特別の事情あるときは尙准教員を置き兒童の教授を補助せしむることを得しめ六學級以上の小學校に於ては學校長の擔任する教授を補助する爲め正教員又は准教

員一人を置くことを得しむ又唱歌、裁縫、手工、農業、商業、家事及圖畫等の教科目は専科正教員をして之を教授せしむることを得る定なり

然れども市町村の實情と小學校の規定如何に應じ出來得る限り學校長をして教授を擔任せしめ學校長の擔任する教授を補助する教員を置くことを得る場合は十二學級以上の小學校に限るを原則とし從來の補助教員に付いては新たに増加する學級を擔任せしむる等の途を講じ一學級に二人を配置する場合を減少せしむべきものとす又専科正教員に就ても町村の實情に依り教育費の節約を要する場合に於ては教員配置の關係を考慮し能ふ限り本科正教員をして専科に屬する教科目を教授せしむることに努むるを相當とす

一、二、三を通じて以上の要項に従ひ教員費の節約を實行する場合に於ては自然學校長及教員の負擔の増加を免れざるべきを以て之に對しては其の事務的負擔を輕減すると共に一面教授の負擔重き場合等に於ける優遇の途を講ずるの必要あり

小學校に於ては校の内外を通じ直接兒童の教育に關聯せざる事務尠ならず、之が爲

め教育上主要なる職務即ち教授、訓練、養護等に動もすれば形式に流れ教育の徹底を缺くの遺憾なしとせず故に各種の事務に就いては學校長及び教員の本務より觀て事の輕重緩急を圖り其の宜しきを得るの方針を採り事務執行に就いても常に無用の勞費を省略し以て専心兒童の教育に従事するを得しめざるべからず又前述の場合に對する優遇に關しては現行制度未周到ならざる點なきにあらざれば複式編制に因る特別加俸は四箇年以上の兒童を以て編制したる學級を擔任する場合に限定せらるゝも苟くも複式編成したる以上は三箇年以内の複式編制の場合に於ても亦特別加俸を與へ得るの途を開くが如き或は二部教授、三學級二教員制等に依る學級を擔任する者又は學校長の兼務する者に對しては受持時數一週三十二時間以内の場合に於ても尙手當を給し得るの途を開くが如き是なり其他小學校教員優遇の爲現に認めらるゝ奏任待遇校長の制に就きても其員數を適宜増加すると共に相當官等を設けて陞進の途を開き永年勤績の美風を獎勵し以て教員の素質を高め教育の効果を完うすることに努めざるべからず

(乙)物件費に關する事項

第一、小學校の新築増築及改築等の經費を整理節約すること

現時の小學校校舎の施設は概ね劃一に失し經濟上より工夫を用ひたる蹟少く市町村の資力を顧みざるものなきに^よあらず元來小學校校舎の構造及設備は質實と利用とを旨とし各其地方資力の程度に適應せしむることを要す(以下削除)

將來校舎の新築等の場合に於て努めて此の方針を遵守し質實と利用とを主とし各其の地方の資力に適應せしむるは勿論其の地方に於ける適當なる建造物を利用する等の方法を講じ小學校の施設に要する經費の整理節約に努むべきなり

第二、小學校に於ける備品消耗品に要する經費の整理節約を行ふこと(前段削除さる)小學校に於ける消耗品即ち器具標本諸帳簿及薪炭等に就きては努めて其地方及學校の情況に適應せしめ冗質を省き質素を旨とし缺くべからざる必要品に限り之を購入し且其利用に就ても十分意を用ひざるべからず例へば此等の備品殊に消耗品の購入に就きては(此間削除さる)數校或は數町村聯合して共同購入の方法を採り以て其價格を低廉し或は又同一市町村の數校聯合して成る可く學校備品の共同使用を圖る等各種の方法

を採用することを要す

第三、學用品の節約を行ふこと

(前段削除さる)學校用品には各種を通じて其品質及價格に非常なる差異あり爲に必要以上の品質又は不相當なる價格の學用品を使用し不知不識の間に父兄の負擔を過重ならしむること尠しとせず此等の學用品に就ては其必要缺く可からざるものに限りにて之を使用せしむべきは勿論出来る限り質素節約を旨とし努めて其浪費を避けざるべからず又其購入の方法等を講じ成るべく價格を低廉ならしむるの途を開くを相當とす(以下削除さる)

小學校教育費の將來を稽るに就學兒童の増加教育の改善等に伴ひ益々其増額の勢を大にすべきを以て小學校施設の劃一を破り地方の財力に適應せしむるの必要愈々痛切なるに至るべし故に今後師範學校並に教育行政當局に於ては學校の經費をして各地方の實狀に相當せしむることに留意し平素より經濟的經營に關する研究に努むると共に地方教育行政の實際に於ても學校經濟に深甚の注意を拂ひ能く最小の經費を以て最大の

効果を擧ぐることを期せざる可からず

現加藤内閣は綱紀肅正、政費節減、財政緊縮を以て根本政綱となす以上、右の教育行政調査委員會の可決せる答申案は、政府に於ても必ずや最も之れを尊重して實施することであらうと豫測せられる。殊に現内閣を支持すとの評判ある政友會の方針も勿論大體に於て特別委員會答申案と同意見であることは争はれざるところである。近時高橋政友會總裁の意見して傳へられるところを見るに、「勿論、是等の教育を施すにしても教育振興の上から見れば、金は却々掛る、併し、一面又種々の經濟的施設も考究せねばならぬ、古い話が米人モレー氏が文部省に顧問として來た當時である、我國の教育狀況視察の途次或る地方に於て、一教師の教授方法を見て大變驚嘆した、今日で云へば一教員三學級式の教育であるが、一人で三組即ち一時に一組は作文、一組は習字、他の一組は讀方といふ風で、聊かの混亂もなく立派に教育して居つたのである。其所で同氏は是は洵に合理的で又經濟的な方法である、早速本國に知らせ様と詳細な報告を送つた事であるが、斯う云つた方法もよく研究する必要がある、一概に二部教

授がどうの三學級二教員制度がどうのと云ふが、實際に於ては多數の生徒を收容して行ふ一學級一教員制度より學課に依ては二部教授であつても少數の生徒に教授する方が効果がある時がある、是等は經濟的見地と相俟て研究を重ねる必要がある」と言つて居る。若し此の報道に誤なしとすれば、總裁の意見或は政友會の意見であるとしても大過なからうと推定せられる。

勿論、教育費整理は教育の効果を減せずして經費の可及的減縮に其の根本趣旨が存して居るのであり、教育行政調査會の設置を見たのも亦此の趣旨に外ならない。従つて同特別委員會の答申案も亦此の趣意に添うて整理案を作製決議したものと云はねばならぬ。然るに、教育界に在つては、斯かる整理案を以て前述の如く教育の効果を破壊するものであるとの意見もあり、又、一部に於ては其の旨の決議を發表せるもあつた。更に此處に附言しなければならぬ一事は、東京帝國大學の教育學專攻二學士が最近米國に盛んに行はるゝ學校調査を當時最も評判高き小月小學校其の他に實地試みたることである。即ち、同大學教育學助教安部重孝學士及び同大學教育學助手岡部彌

太郎學士が昨年十一月二十五日より同月二十九日に至るまで山口懸豐浦郡小月小學校及び清末、岡枝、西市の各小學校を調査し、其の結果を教育研究叢書第二、小月小學校外三校學校調査と題して東京大學教育學研究室より發行して居る。今、同書の調査結果概要中より本稿に關係ありと見ゆるものを摘記すれば、

一、小月小學校が特にその所謂三學級二教員制を採用せねばならぬといふ經濟的理由は成立しない。換言すれば、小月小學校は所謂三學級二教員制を採用することによつて、他の三校に比較して、教員俸給費を節約してはゐない。随つて、小月小學校に於ける三學級二教員制が、他の小學校のやり方に比して、經濟的に著しく有利であるといふ主張は信ずることが出来ない。

二、在籍兒童一人當の教育費によると、……小月小學校は他の三校に比して比較的經濟的に學校を經營してゐるといふことが出来る。併し乍ら、このことは所謂三學級二教員制の賜ではなくて、學級整理の賜である。換言すれば、小月小學校に於ける學級の大きさが他の三校に於けるよりも比較的大きいからである。

五、小月小學校が國語と算術とに對してなしてゐる努力は認められる。又歴史と地理科とに於ける不成績は……一部分は、三學級二教員制の結果としての教員の不足といふことに基因するものと推測される。

といふ各項目が擧げられて居る。而して、最後に義務教育の各段階に於ける標準少くも義務教育終了の標準を明らかならしめねばならぬことを主張し、一般に成績の標準といふことを考へずに義務教育といふ概念が正當に構成さるべきかは研究を要する大問題であると記して居る。何れにせよ、今日では下火にはなつて居るが、かの三學級二教員制の功德を主張する人は少くとも此の調査を一覽して深く省察するの必要があるであらう。

尙、最後に附言すべきは、原内閣當時設立せられたる地方教育行政調査會も兎に角、其の特別委員會に於て答申案を可決し、一先づ設置趣旨に添ひ、其の責を果したるものと見られるところから、殊には同じく原内閣の設立せる教育評議會と合併すべき多くの性質を有する點からして、右評議會の擴張を計りて一先づ其の臨時的なる教育行

政調査會の廢止を行ふとの事であるやうに傳へられて居る。若し此の風説にして眞ならば、右の評議會も最近増員を見たる今日、教育行政調査會の廢止も早晚（明年五六月頃）實現するに至るであらう。又、過般（今年九月中旬）新文相鎌田榮吉氏は各學校に節約の訓令を發せることを附記して置く。

二 義務教育費國庫負擔増額問題

右の教育費整理問題は事消極的に屬するものであるから、或る意味に於て頗る不人氣の問題であることを免れぬが、此の義務教育費の國庫負擔増額は確かに非常の輿論を喚起すべき性質を帯びて居る。殊に累年、我が町村財政の窮乏を告げ、此のまゝに推移すれば、或は自治體の破壊を來さぬとも限らざる現狀に迫つて居ることは、最も痛切に朝野の政治界を悩まさしめつゝある問題である。最近又々全國町村長會議の代表者等が首相、藏相、内相及び文相を初め各政黨を歴訪し、痛烈なる運動を起しつゝあることは、即ち此の苦惱を物語るものと言はねばならぬ。殊に華盛頓會議及び陸軍整

理を初め一般行政整理等に依つて捻出せらるゝ金額を教育其の他の文化的事業に差向くべしとの輿論も盛んであり、且つは現文相鎌田氏が平生殊の外普通教育振興策を抱懐し、専ら此の方面に努力せんとする態度に出で居る折柄なれば、尙ほ更ら國庫負擔増額運動は時機を得たものとも見られる。而かも亦、現内閣が全般にわたりて緊縮節約の方針を採り、整理の大斧鉞を各方面に揮はんとする態度も明らかに看取され、折角の國庫負擔増額も希望通りには行かずまじとの心配も最近著しく感ぜられ、此の際是非とも文相の政策を擁護せざるべからずとの輿情も大分加はつて、旁々熾烈なる運動となつて現はれつゝあることを看過してはならぬ。

本書第四章第二節中に記せる昨年十月の江木千之氏の國庫負擔増額に關する建議案は、昨年十二月十六日の教育行政調査會特別委員會に依つて、江木案中の「當局は速かに之を採納實施せられん事を望む」とあるを「當局は此主旨を採納し成るべく速かに之を實施せられん事を望む」と修正の上可決せられた。然るに當席上に於ける高橋首相の答辨は頗る悲觀的の色調を帯びたるものの如く、十分財源の攻究を遂げたる上

に於て實施すべしといふ考であつたらしい。然し、他の政黨も勿論のこと、殊に地方地盤に根ざせる政友會に於ても地方自治體の興廢問題に關しては直接の痛痒を感ずること甚だしく、江木氏の建議案は兎に角、餘程此の問題に就いて慎重の研究を遂げつゝあることは之れを推知するに難くなく、高橋首相も既に前議會に於て軍縮に依つて生ずる剩餘金は第一に教育費に向くべきことを言明した位である。唯だ江木案に明言された如く教員給の半額即ち五千萬圓の負擔といふ金額に關しては、政友會としても何等言明するところがなかつた。政友會の研究しつゝある問題は後にも説く如く、寧ろ負擔金の分配問題に在るやうに察せられる。

然るに今夏高橋内閣辭して新に加藤内閣組織され、文相鎌田氏は國庫負擔額四千萬圓の増額を立案し、從來の一千萬圓と加へて實に五千萬圓、即ち江木案の如く教員給の半額國庫負擔を企て、他の豫算と共に過般大藏省に廻送せりと傳へられて居る。緊縮節約を標榜する現内閣の藏相市來氏が果して、此の算定に對して如何なる舉に出でたるか、他の文部省豫算は削減しても、此の義務教育負擔の豫算面を其の儘に認定し

たのであらうかは、目下詳知するに由がない。何れにせよ、政友會との機微の關係上如何なる結末を告ぐるに至るべきかは實に興味ある問題と言はねばならぬ。そこで、此處に高橋政友會總裁の意見を記して見なければならぬ。同氏は曰く、「只茲に注意すべきは資力の薄弱なる町村が教育費の負擔過重にして、國民教育を完くし得ない場合である、斯る場合には如何にしても國庫より補助しなければならぬ、今日では義務教育費中教員給の半額は國庫が負擔すべきものであるとの議論盛であるが、予の見地よりすれば、義務教育は町村自治に委すべきもので、國家は只其窮迫之を完うし得ない場合にのみ補助をすべきものである、従つて其補助の目標は資力薄弱町村に限る、忌憚なく云へば現行法の如く一千万圓中僅かに百萬圓のみを貧弱町村に與ふるが如き方法は甚だ不合理なるもので、今後若し國庫より支出する場合あらば、此點は改正する必要があると思ふ、傳ふる所に依れば、文部省は今回四千萬圓の負擔増額を要求した様であるが、右の意味より分配の目標、分配の方法を改正すれば、夫れ程多くの金額なくとも町村の要望に副ふ事が出來ると思ふ」と。而して、文部省の四千萬圓増

額に對しては、一部には其の増額の趣旨が教員の優遇に在りといふならば、それは既に今日に於ては無意味であり、又、若し貧弱町村の教育費補助といふ意味ならば、何故に教員給の半額要求といふ算定が出て來りしや、若し又、教員給は國庫負擔に屬すべしとせば、何故に半額といふ中途半端の要求を排して全額要求の舉に出でなかつたか、何れにせよ、不合理無意味の舉措であるとの有力なる批評も現はれて居る。

それかあらぬか、或は政友會との機微の諒解が出來上がつたかは知らねども、最近、鎌田文相は閣議に於て四千萬圓増額必要の理由及び其の分配の效果に就き詳細なる説明を試みたりとの説が出て居る。今、文部省の分配法に關する攻究の結果を傳へて見るに、現行法の如き制度、即ち一千萬圓中九百萬圓を一般市町村に分配し、殘額一百万圓を資力薄弱町村に分配する方法は分配の結果に於ては、普通町村五、六一二、五七二圓、貧弱町村三、二二八、三一四圓、都市一、一五九、五九四圓となるが、尙ほ資力薄弱町村に對する個々の分配に於ては薄く、都市に對する分配は個々に於て厚く、結局不公平たるを免れぬので、今回の四千萬圓増額も成るべく其の分配の結果に於て

不公平なき様、町村の負擔力資力等を各市町村の實情に照らし分配するの案を得るに至つた由である。従つて右四千萬圓増額の曉には自然新負擔法制定を見ることとなるであらう。又現行法に依る一千萬圓の負擔を從來の儘にすべきか、又新負擔法に準據せしむべきかに就ては目下考慮中であると傳へられて居る。

何れにせよ、文部省今回の四千萬圓増額は理論的には未だ明確なる根據に缺くる點あることを承認しない譯に行かない。従つて果して其の額通りの増額が實現せらるゝかは豫測の限りでないが、兎に角、分配法に對して根本的改正を加へる必要は文部當局同様之を認めなければならぬ。そこで、此の分配法が目下の増額問題の中樞となつて居るものと見るが至當であらう。來る十一月一日より三日間帝國教育會に開催さるべき帝國聯合教育會總會の討議案四項中、其の第一項には、市町村義務教育費國庫負擔金分配法に關し同法及び施行規則改正の必要なきか若しありとせば其方法如何と掲げられて居るのも、偶々目下の時勢に乗せんとするものと見ることが出來るであらう。(其の後二千萬圓増額程度で妥協出來るではないかとの情報がある。)

三 義務教育年限延長問題

義務教育二個年限延長の問題は一時、義務教育問題の中樞を成したる形であつたが、殆ど確定的輿論とまで思惟せられ、文部當局に於ても確定議の如くなつて居つたやうである。唯だ其の實施の方法に就ては朝野共に確定せる議論なく、偶々之と至大密接の關係あるのみならず、先決問題たる地方教育費問題の解決に向つて、一齊に熱中したる傾向ありしところから、其の後、餘りに人口に上らなかつた姿であつたが、現内閣に至り鎌田文相殊の外、普通教育の内容外形振興の意あるを示すに至つて、又新たに此の問題が起るに至つたことは疑はれざるところである。さきの年退延長論は餘りに抽象的、理論的であつたに對して、今次の此の議論は著しく具體的、實際的となつた傾向あることも、同じく綿密周匝なる觀察者の見落さざるところであらう。

例の如く、政友會方面の意見を窺ふことより始めよう。憲政會其の他を初め、教育界一般は二年延長を主張して居つたが、政友會の原氏は必ずしも二年延長を言明せず、

寧ろ現在の年限にても可ならずやと言ふ議論もありとて、其の眞意を言明しなかつた。然るに、高橋總裁は卒直に「義務教育延長の可否は最早論ずる必要はないが、其の實施の緩急に就いては尙考究すべき點があるだらうと思ふ、先づ最も大切なのは國民の負擔力如何の問題で、此點を無視しては假令當局で計畫を樹てるも要するに虚器を擁するの結果を見るに至るであらう……兎に角、斯くの如き延長案を實施するには父兄の負擔力、國民の資力如何を十分調査し、又小學兒童の上級進學の率及び進學し得ざる者の事情を精密にする事が第一の急務で、然る上に非らざれば實施するも無意義になるであらう」と言つて、延長に反對せざる旨を言明し、唯だ其の實施上の實地研究の必要を説いて居る。これは確かに實際的、具體的見地に立つ者の何人も唱へざるを得ざるところであらう。義務教育費整理、國庫負擔の問題も悉く此の問題の先決條件と見らるべき類ひのものである。

更に現文部次官赤司鷹一郎氏の意見として新聞紙に傳へらるゝところに據れば、不完全ながらも早急に義務教育二年を延長の希望であるやうに見える。氏曰く、「華盛頓

會議後の軍縮剩餘金が文化的方面に用ひられると云ふので、義務教育延長の問題は更に一層力説せらるゝ様になつたが、其實現には今日と雖も中々多くの困難が伴つてゐる、先づ第一、町村資力の問題であるが、諸般好景氣の時はいざ知らず、現在の町村財政は其窮乏の極に達し、義務教育六箇年の現制すら財政上常に支障を來し、國庫負擔金一千萬圓位にては到底其窮境を救ふに至らず、年々其増額を求めて止まぬ状態である。従つて是に更に二箇年を延長し、八箇年とするが如きは先づ經費の點から困難を生ずる次第で、當局の調査に依るも二箇年延長の爲めには、臨時費七千萬圓、經常費一千五百萬圓の巨額を要し、町村としては負擔過重に堪へ難くなる虞がある、尤も右の計算は學級増加に伴ひ、教室新增築、教員増加に伴ふ諸經費を理想的に計上したものであるから、簡便なる方法に出でたならば、其金額は比較的小額で済むかも知れない。夫れにしても尙相當巨額を要する次第である。又教員の供給の點を見ても、約二萬人を要するのであるから、今日ですら不足を告げつゝある現況では是が供給は中々容易でなからう。

欠

欠

ふべき事で、何とか其負擔を軽減し、伸々と雄大になるべき教育をしてやらねばならぬと思ふ。それには現行の教授要目の如きも改正し、教科書の編纂も其方針に大改革を與へねば出来ぬ。此點の改正は刻下の急務と信ずる』と語つて居る。斯くの如く、義務教育の内容問題は益々一般の注意を惹くに至るべく、従つて義務教育の最根本問題に必ず觸れねばならぬやうになるであらう。本書の各章は實に此の最根本問題の闡明を試みたるものとして、當に一般の絶好資料とすべきものであると思ふ(完)

大正十一年十月五日印刷
大正十一年十一月一日發行

〔定價金貳圓五十錢〕

著者 田 制 佐 重

發行者 松 野 鶴 平

印刷者 東京市神田區宮本町五番地 一

印刷所 東京市神田區宮本町五番地 中正社

不 許
復 製

義務教育問題

發 兌 元

東京市京橋區
南鍋町一丁目

隆文館株式會社

振替 八五三番
東京 電話二二四〇番
銀座二二四一番

新教育法の研究

新刊

東京女子高等師範學校教授
兼附屬小學校主事

北澤 一種 著

定價二圓五十錢
送料十八錢

北澤先生が今般歐洲留學の途に上るに際し故國の教育界に遺した本書は、現代の硬化した教育に對する一大警策だ。夙に先生の主張を述べた著書が出づべくして出でなかつたのは、唯此の雄篇を以て世に見えんと自重してゐた爲めである。聽け教育界の新人が獅子吼！見よ我が教育界の革命の狼火！

緒論	第一章 教育實際家の不安	第三章 方法の研究
各論	第二章 教育研究の改造	第四章 教育方法の種類
第一章 教授とは何ぞや		第五章 各種の教育法の原則
第二章 方法とは何ぞや		第六章 教授の三法に限定する要素
		附録 實演法の教育

終